(参考) 新旧対象表 (館山市「食のまちづくり拠点施設」整備事業 募集要項等の変更)

令和3年3月19日 館山市経済観光部農水産課食のまちづくり推進室

変更箇所	変更前	変更後
募集要項	(ii)設計業務	(ii)設計業務
P6	~途中省略~	~途中省略~
1 (1) ⑦ (イ) (ⅱ) 設	■各種申請(<mark>開発行為の許可</mark> 、建築確認申請等)	■各種申請 (<u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前</u>
計業務		<mark>協議</mark> 、建築確認申請等)
募集要項	(10)資料の閲覧	(10)資料の閲覧
P20	~途中省略~	~途中省略~
2 (10) 資料の閲覧	②閲覧資料	②閲覧資料
	食のまちづくり拠点施設 基本設計 (平成28年3月)	<u>(i)</u> 食のまちづくり拠点施設 基本設計 (平成 28 年 3 月)
		<u>(ii) 公設卸売市場地質調査業務委託(平成13年3月)</u>
		<u>(iii)公設卸売市場測量業務委託測量成果報告書(平成 13 年 3 月)</u>
		等の用地の測量に関する資料一式
	③閲覧の手続き	③閲覧の手続き
	上記資料については冊数に限りがあるため、閲覧を希望する場合	上記資料については冊数に限りがあるため、閲覧を希望する場合
	は、事前に閲覧が可能な日時を市に確認し、閲覧する日時を調整す	は、事前に閲覧が可能な日時を市に確認し、閲覧する日時を調整す
	ること。なお、閲覧が可能な期間は、 <u>令和3年3月31日</u> までとし、	ること。なお、閲覧が可能な期間は、 <u>令和 3 年 4 月 30 日</u> までとし、
	開庁時間内(土日祝日を除く 8 時 30 分~17 時 00 分まで)とする。	開庁時間内(土日祝日を除く 8 時 30 分~17 時 00 分まで)とする。
募集要項	※記載なし	(11)事業対象地への立ち入り
P20		応募に際し、事業対象地(用地A~用地C)について、土地の形状

				や地盤の状況等の確認のため、立ち入り調査を可能とする。立ち入りを希望する場合は、希望する日時を市に連絡すること。なお、立ち入りが可能な期間は、令和3年4月30日までとする。市の連絡先は募集要項「8(2)」に同じ。				
要求水準書	②設計業務			②設計業務	②設計業務			
P6	~途中省略~			~途中省略~				
1 (4) ②設計業務	■各種申請(<mark>開発行為の許可</mark> 、建築確認申請等)			■各種申請(<mark>館</mark>	■各種申請(<u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前</u>			
			協議、建築確認申請等)					
要求水準書	(5) 官民の役割分担			(5)官民の役	(5) 官民の役割分担			
P8	*************************************		`担	*** 3	分担 ****		↑担	
1(5) 官民の役割分担			市	選定事業者	- 	業務内容		選定事業者
	~途中省略~				~途中省略~			
		各種申請(<u>開</u>				各種申請(<u>館</u>		
	││ 設計業務 │	発行為の許				山市宅地等開		
		<u>可</u> 、建築確認				発事業に関す		
		申請等)			設計業務	る指導要綱に		•
						基づく事前協		
						<mark>議</mark> 、建築確認		
						申請等)		
要求水準書	(1) 施設全体に関する要求水準			(1)施設全体に関する要求水準				
P11	①配置計画			①配置計画				
2 (1) ①配置計画	本施設へのメ	インとなる出入口	コ(車両、歩行る	者)は、用地Aの安	・本施設へのメインとなる出入口(車両、歩行者)は、用地径の安			

	房グリーンラインに面した部分とすること。	房グリーンライン <u>(※)</u> に面した部分とすること。
		※建築基準法第 42 条第1項第1号に該当する道路
要求水準書	(工) 給水設備	(工) 給水設備
P19	・敷地内に敷設済みの上水道を使用すること。(三芳水道企業団	・敷地内に敷設済みの上水道を使用すること。(三芳水道企業団
2(3)③(エ)給水設備	メーター口径 25mm)	メーター口径 25mm) <u>なお、給水量の不足によりメーター口径の変</u>
		更等を行う場合は、別途協議が必要になることに留意すること。
要求水準書	(ケ)冷凍・冷蔵庫の活用について	(ケ)冷凍・冷蔵庫の活用について
P19	・市では、食のまちづくりの推進のため、平成 27 年度に大型の冷	・市では、食のまちづくりの推進のため、平成 27 年度に大型の冷
2 (3) ③ (ケ) 冷凍・冷	凍・冷蔵庫を導入し、現在は市内にある若潮ホールに設置してある。	凍・冷蔵庫を導入し、現在は市内にある若潮ホールに設置してある。
蔵庫の活用について	ついては、食のまちづくり拠点施設の整備にあたって、この冷凍・	ついては、食のまちづくり拠点施設の整備にあたって、この冷凍・
	冷蔵庫を活用できるものとし、その提案に期待する。なお、移設及	冷蔵庫を活用できるものとし、その提案に期待する。なお、移設及
	び設置に要する費用については、市の財政負担に含めることができ	び設置に要する費用については、市の財政負担に含めることができ
	వ ం	వ 。
	ただし、活用は必須ではない。また、活用の有無は提案審査の評価	ただし、活用は必須ではない。また、活用の有無は提案審査の評価
	においては考慮しないものとする。	においては考慮しないものとする。
		・活用に当たっては、現物の状態を確認することができる。現物確
		認を希望する場合は、希望する日時を市に連絡し、日時の調整を行
		うこと。なお、現物確認が可能な期間は、令和3年4月30日まで
		とし、開庁時間内(土日祝日を除く 8 時 30 分~17 時 00 分まで)と
		する。市の連絡先は募集要項「8(2)」に同じ。
	(活用できる冷凍・冷蔵庫の製品概要)	(活用できる冷凍・冷蔵庫の製品概要)

	・プレハブ冷凍冷蔵庫	・プレハブ冷凍冷蔵庫
	ホシザキ製 PRF-22.5CC-1.00 (R) /22CC-2.00 (F)	ホシザキ製 PRF-22.5CC-1.00 (R) /22CC-2.00 (F)
	寸法 R=1800W×1800D F=3600W×1800D	寸法 R=1800W×1800D F=3600W×1800D
	・冷凍冷蔵ユニット	・冷凍冷蔵ユニット
	三菱製 天井置 AFR-RP3A、AFL-RP1B	三菱製 天井置 AFR-RP3A、AFL-RP1B
	電源 三相 200V	電源 三相 200V
要求水準書	④電気設備 (外構)	④電気設備 (外構)
P20	~途中省略~	~途中省略~
2(4)④電気設備(外構)	・電気自動車用の急速充電器を設置すること。	・電気自動車用の急速充電器を設置すること。 <u>なお、容量等につい</u>
		ては、選定事業者の提案によるものとする。
要求水準書	⑧消防水利について	⑧消防水利について
P21	・消防水利については、 <u>市の社会安全課と協議の上、</u> 敷地内に防火	・消防水利については、敷地内に防火水槽を設置すること。 <u>なお、</u>
2(4) ⑧消防水利につい	水槽を設置すること。	容量は40㎡とし、位置及び構造等については、市の担当課と協議
て		<u>を行うこと。</u>
要求水準書	⑨その他	⑨その他
P21	~途中省略~	~途中省略~
2 (4) ⑨その他	・開発許可に該当する場合は、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100	_(削除)_
	号)に基づき、公園、緑地又は広場を設けること。	
要求水準書	(1)基本事項	(1)基本事項
P24	~途中省略~	~途中省略~
L	l .	l .

4 (1) 基本事項	・設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書(開発	・設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書(館山
	<u>行為許可申請</u> 、基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関す	市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議、基本設
	る業務含む)を市に提出し確認を得ること。	計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む)を市に提
		出し確認を得ること。
要求水準書	(5)道路予備設計	(5)道路予備設計
P27	・食のまちづくり拠点施設の整備に伴い車両出入口を設置するこ	・食のまちづくり拠点施設の整備に伴い車両出入口を設置するこ
4(5)道路予備設計	とから歩道・右折レーン等の設置を検討する。なお、これについ	とから歩道・右折レーン等の設置を検討する。なお、これについ
	ては <mark>開発行為の許可申請</mark> と併せて進めること。	ては <u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u>
		と併せて進めること。
要求水準書	(6)各種申請(<mark>開発行為の許可</mark> 、建築確認申請等)	(6)各種申請(<u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく</u>
P27	~途中省略~	<u>事前協議</u> 、建築確認申請等)
4 (6) 各種申請	①開発行為の許可申請	~途中省略~
	・事業対象地は、都市計画法による「区域区分が定められていない	①館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議
	都市計画区域(非線引都市計画区域)」に指定されていることか	・ 本施設は開発許可適用除外と見込まれているが、その場合であっ
	<u>ら開発許可の手続きが必要になることが想定される。したがっ</u>	ても、館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議
	て、開発許可に該当する場合は、選定事業者は開発許可手続き(申	を実施する。なお、開発許可の要否の判断については千葉県が行
	請・検査等)を実施する。	<u>うが、時期については設計前における千葉県への事前相談を見込</u>
		<u>んでいる。</u>
	~途中省略~	~途中省略~
	・選定事業者は、手続きに必要となる <mark>申請書</mark> 、図面、資料等を作成	・選定事業者は、手続きに必要となる <mark>事前協議書</mark> 、図面、資料等を
	すること。	作成すること。
	~途中省略~	~途中省略~

		発許可申請に伴い、千葉県使用料及び手数料条 	_(削除)_	
	 (価格評価点の計算 ~途中省略~	章式)	(価格評価点の計 〜途中省略〜	算式)
6(2)②(価格評価点の計算式)	②指定管理料(40 点満点)	 ・評価の基となる提案価格は指定管理料の20年間の合計額とする。 ・価格評価点= {1-(当該提案価格)/4億円}×40点 	②指定管理料(40点满点)	 ・評価の基となる提案価格は指定管理料の20年間の合計額とする。 ・価格評価点={1-(当該提案価格)/4億円}×40点 ※ただし、令和5年度以前分の指定管理料については、提案された事業スケジュールにより、平均月額に12を乗じて年額に換算して計算することとする。なお、計算の結果、マイナスになる場合は、0点とする。
様式及び記載要領 P3 1 (2) 提案審査に係る提 出書類	(2)提案審査に係 (金)17時00分ま ~途中省略~	系る提出書類 ※提出期限:令和3年5月 14 日 で	(2) 提案審査に係る提出書類 ※提出期限:令和3年5月14日 (金)17時00分まで ~途中省略~ ※様式7-1~様式7-4については、A3横でも可とする。ただ し、枚数制限については、A4横の場合の2ページ分に換算する こと。	